

佐賀市長 秀島敏行から、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 4 において準用する同法第 54 条第 3 項の規定により、佐賀市営土地改良事業（ほ場整備）須田地区の換地処分を平成 24 年 1 月 27 日行った旨届出があった。

平成 24 年 3 月 6 日

佐賀県知事 古 川 康